

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について (概要)

1. 趣旨

令和 5 年 8 月 1 日の改正道路運送法施行規則により、自家用有償旅客運送自動車内における運転者の氏名の掲示及び運転者証の作成義務が廃止になったこと、また、同年 1 2 月 2 8 日の改正同法施行規則により、旅客から収受する対価の水準について見直されたことに伴い、「新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針」(以下、「本指針」という。)を改正するもの。

2. 主な改正概要

① 運送の対価について (本指針 5 頁及び 6 頁「運送の対価」)

< (1) ア運送の対価および (2) 複数乗車の対価について >

【変更】

- ・「新潟市域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね 2 分の 1」としていたものを「新潟市域におけるタクシーの上限運賃額の約 8 割」に変更。

【追加】

- ・ただし (なお)、新潟市運営協議会において調った協議結果に基づき、約 8 割を超える運送の対価を設定することも可能である。

< (1) イ運送の対価以外の対価について >

【削除】

- ・迎車料については、運送の対価との合計が新潟市域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね 2 分の 1 の範囲内であること。
- ・待機料については、新潟市域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね 2 分の 1 の範囲内であること。
- ・その他の料金(乗降介助料、添乗料、ストレッチャー・車いす使用料等)については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

【追加】

- ・迎車回送料金及び待機料金、その他の料金(乗降介助料、添乗料、ストレッチャー・車いす使用料等)については、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

②運転者証について（本指針7頁「管理運営体制」【運行管理業務】）
＜（2）運行管理責任者の業務 エ 運転者台帳及び運転者証について＞

【削除】

- ・運転者を乗務させるときは、規則で定めた事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証（※参考様式6）を作成し、これを利用会員に見やすいように表示し、又は当該自動車内に掲示しなければならない。

※参考様式6：「協議1（資料3）」参照

3. その他

- ・本指針については新潟市福祉有償運送運営協議会で承認され次第、改正。
- ・参考資料として参考様式6は残すが、作成・掲示は義務ではない。
- ・今後、各団体で作成している「運行管理マニュアル」の更新を依頼予定。

新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針新旧対照表

新	旧	備考・根拠
<p>運送の対価</p> <p>(1) 福祉有償運送の対価については、平成18年9月15日付け国自旅第144号通達に定める運送の対価(距離制、時間制、定額制運賃)と運送の対価以外の対価(迎車料金、待機料金、その他の料金)のともに実費の範囲内であり、かつ、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。</p> <p>対価の算定方法については、合理的な方法により定められ利用者にとっても明確であること。</p> <p>ア 運送の対価</p> <ul style="list-style-type: none"> 運送の対価は、地域の特性等を勘案しつつ営利に至らない範囲において設定されるものであること。 <p>その具体的な算定方法については、距離制・時間制によるものなどいずれの方法も実施主体において選択できるが、新潟市域における<u>タクシー</u>の上限運賃額の約8割を運送料金の徴収限度額の目安に定めるものとする。</p> <p><u>ただし、新潟市運営協議会において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。</u></p> <p>なお、運送料金の比較にあたっては、同様の車種で比較するとともに、割引や割増が行われている場合には、これを勘案のうえ比較することを原則とする。</p>	<p>運送の対価</p> <p>(1) 福祉有償運送の対価については、平成18年9月15日付け国自旅第144号通達に定める運送の対価(距離制、時間制、定額制運賃)と運送の対価以外の対価(迎車料、待機料、その他の料金)のともに実費の範囲内であり、かつ、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。</p> <p>対価の算定方法については、合理的な方法により定められ利用者にとっても明確であること。</p> <p>ア 運送の対価</p> <ul style="list-style-type: none"> 運送の対価は、地域の特性等を勘案しつつ営利に至らない範囲において設定されるものであること。 <p>その具体的な算定方法については、距離制・時間制によるものなどいずれの方法も実施主体において選択できるが、新潟市域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1を運送料金の徴収限度額の目安に定めるものとする。</p> <p>なお、運送料金の比較にあたっては、同様の車種で比較するとともに、割引や割増が行われている場合には、これを勘案のうえ比較することを原則とする。</p>	<p>自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(国自旅第144号)</p> <p>2(3)①</p>

<p>イ 運送の対価以外の対価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (削除) ・ (削除) ・ (削除) <p>・ <u>迎車回送料金及び待機料金、その他の料金(乗降介助料、添乗料、ストレッチャー・車いす使用料等)については、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。</u></p> <p>※ 専ら実施主体の活動の維持・運営に当てられる会費等については、原則対価には含めないものとする。</p> <p>(2) 複数乗車の対価については、利用会員1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数(平均乗車人員が算出できる場合)で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合における新潟市域の<u>タクシーの上限運賃額の約8割にあること。</u></p> <p><u>なお、新潟市運営協議会において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>イ 運送の対価以外の対価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迎車料については、運送の対価との合計が新潟市域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1の範囲内であること。 ・ 待機料については、新潟市域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1の範囲内であること。 ・ その他の料金(乗降介助料、添乗料、ストレッチャー・車いす使用料等)については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。 <p>※ 専ら実施主体の活動の維持・運営に当てられる会費等については、原則対価には含めないものとする。</p> <p>(2) 複数乗車の対価については、利用会員1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数(平均乗車人員が算出できる場合)で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合における新潟市域の一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1の範囲内であること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(国自旅第144号)2(2)②、(3)①</p> <p>自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて(国自旅第144号)2(3)②</p>
---	---	--

<p>管理運営体制</p> <p>【運行管理業務】</p> <p>(1) 運行管理責任者の選任</p> <p>（略）</p> <p>(2) 運行管理責任者の業務</p> <p>運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>（前略）</p> <p>エ <u>運転者台帳</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（削除） <p>（以下、略）</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。</p> <p>平成20年12月1日（一部改正）</p> <p>平成27年7月30日（一部改正）</p> <p>令和2年6月29日（一部改正）</p> <p>令和3年11月9日（一部改正）</p> <p>令和5年11月21日（一部改正）</p> <p><u>令和6年6月24日（一部改正）</u></p>	<p>管理運営体制</p> <p>【運行管理業務】</p> <p>(1) 運行管理責任者の選任</p> <p>（略）</p> <p>(2) 運行管理責任者の業務</p> <p>運行管理責任者は、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>（前略）</p> <p>エ 運転者台帳及び運転者証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ 運転者を乗務させるときは、規則で定めた事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式6)を作成し、これを利用会員に見やすいように表示し、又は当該自動車内に掲示しなければならない。 <p>（以下、略）</p> <p>附 則</p> <p>この指針は、平成18年12月14日から施行する。</p> <p>平成20年12月1日（一部改正）</p> <p>平成27年7月30日（一部改正）</p> <p>令和2年6月29日（一部改正）</p> <p>令和3年11月9日（一部改正）</p> <p>令和5年11月21日（一部改正）</p>	<p>道路運送法施行規則第51条の23、28</p>
--	---	----------------------------

参考様式 6 号



作成番号	
作成年月日	年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 3 項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

.....